

営繕工事における日向市週休2日促進工事实施要領

令和8年10月1日

総務課 定め

(趣旨)

第1条 この要領は、日向市が発注する営繕工事について、発注者が契約図書に週休2日促進工事の条件を定める場合の対象工事の選定、発注図書への表示、実施状況の確認、その他必要な事務処理の基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 週休2日 次のア、イ又はウをいう。

ア 完全週休2日(土日) 対象期間内の全ての週ごとに、原則として土曜日及び日曜日を現場閉所(現場休息)日に指定し、2日以上の水準で現場閉所(現場休息)を行った状態をいう。ただし、対象期間の日数が7日に満たない週においては、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所(現場休息)を行っていれば達成しているとみなす。また、土曜日又は日曜日に現場作業を行うこととされている場合は、受発注者間で協議した上で、当該曜日に代わる曜日を同一週内において現場閉所(現場休息)日に指定するものとする。

イ 月単位の週休2日 対象期間内の全ての月ごとに現場閉所(現場休息)率が、28.5パーセント(4週間につき8日の割合)以上の水準の状態をいう。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の閉所では28.5パーセントに満たない月において、その月の土曜日及び日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合は、4週8休(28.5パーセント)以上を達成しているものとみなす。

ウ 通期の週休2日 対象期間において、現場閉所(現場休息)率が、4週8休(28.5パーセント)以上の水準の状態をいう。

(2) 週休2日促進工事 対象期間に建設現場において週休2日に取り組む工事をいう。

(3) 対象期間 工事着手日(現場に継続的に常駐した最初の日をいう。)から工事完成日までの期間のうち、次に掲げる期間を除く期間をいう。

ア 年末年始休暇として割り当てられる6日間

イ 夏季休暇として割り当てられる3日間

ウ 工場製作のみを実施している期間

エ 工事全体を一時中止している期間

オ 発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間

カ 受注者の責めによらず現場作業を余儀なくされる期間

(4) 現場閉所 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。

(5) 現場休息 分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。

(6) 現場閉所(現場休息) 現場閉所及び現場休息のことをいう。

(7) 現場閉所(現場休息)日 現場閉所(現場休息)を行った日をいう。

(8) 現場閉所(現場休息)日数 現場閉所(現場休息)を行った日数をいう。なお、現場休息日数には現場閉所日数を含む。

- (9) 現場閉所（現場休息）率 対象期間の日数に対する現場閉所（現場休息）日数（降雨若しくは降雪等による予定外の現場閉所（現場休息）日又は猛暑による作業不能日を含む。）の割合をいう。

（対象工事）

第3条 週休2日促進工事の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、日向市が発注する全ての営繕工事とする。ただし、災害時における応急工事その他工事の性質、施工条件上、週休2日の確保が困難な工事であって、発注者が特記仕様書に対象外である旨を明示したものは、この限りでない。

- 2 発注者は、対象工事を発注するときは、特記仕様書に週休2日工事の対象工事である旨を記載するものとする。

特記仕様書記載例

第〇〇条 週休2日促進工事の実施

本工事は、週休2日促進工事の対象工事である。

実施に当たっては、『営繕工事における日向市週休2日促進工事实施要領』に基づき行う。実施要領は、日向市ホームページ（トップ>産業・経済・ビジネス>入札・契約>入札制度）から入手できる。

（実施手続）

第4条 受注者は、通期の週休2日を必須とし、月単位の週休2日を目標として実施するものとする。

- 2 受注者は、施工計画書に週休2日を前提とした計画工程表を添付し、契約締結後14日以内（日向市の休日を定める条例（平成2年日向市条例第10号）第2条に規定する市の休日を含む。）に発注者に提出するものとする。この場合において、計画工程表には、工事着手日、対象期間、現場閉所（現場休息）日及び完成予定日を時系列で明示し、監督員の確認を受けるものとする。計画工程表を変更する場合も同様とする。
- 3 受注者は、現場閉所（現場休息）日を変更するときは、事前に発注者と協議するものとする。ただし、降雨、降雪等により予定外の現場閉所（現場休息）を行うときや、猛暑により作業不能日と定めるときは、その旨を監督員に連絡するものとする。
- 4 発注者は、書類の作成負担等を考慮し、現場閉所（現場休息）を確認できる資料等（現場閉所又は現場休息、もしくはその両方の実績が記載された工程表、現場閉所（現場休息）日の作業連絡記録、安全教育・訓練の記録資料等）について受注者に提示を求め、現場閉所（現場休息）の状況を確認するものとする。
- 5 発注者による現場閉所の状況の確認は、月1回程度を目安とする。ただし、工事履行報告書、週間工程表又は情報共有システムにより必要な情報を確認できる場合は、この限りでない。週休2日の達成が困難となるおそれがある場合は、発注者及び受注者は、その原因を確認し、必要な改善策を協議するものとする。
- 6 受注者は、工事看板等により週休2日促進工事に取り組む旨を明示するものとする。
- 7 受注者は、週休2日促進工事の取組結果について、現場閉所（現場休息）実績が記載された実施工程表等を添付して、発注者に報告するものとする。

（留意事項）

第5条 週休2日促進工事の実施に当たっては、次の各号に留意することとする。

- (1) 発注者は、「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」等に基づき、全体工期に影響がな

いよう設備工事、内装工事等の十分な施工期間を確保するなど、適切な工期を設定するものとする。

- (2) 受注者が現場閉所日と定めた日において、次のいずれかに該当する場合は、現場閉所日として扱うものとする。

ア 災害等の緊急時に発注者が作業を要請した場合

イ 異常気象時等における安全パトロールの実施や、保守点検等の現場管理上必要な作業を行う場合

ウ 現場見学会等、現場を公開する場合

エ アからウまでに掲げる場合のほか、発注者及び受注者の協議により現場閉所（現場休息）日とみなすことが適当であると決定した場合

- (3) 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、資料作成を含め現場閉所（現場休息）中の作業が発生するような指示等を行わないものとする。

- (4) 受注者は、工事の施工に当たり、地域の実情及び施工条件を踏まえ、週休2日の確保に努めるものとする。

（工事成績評定）

第6条 評定者は、日向市工事成績評定要領に基づく工事成績評定の対象となる工事について、週休2日の取組に関する評価を行う場合は、同要領に定める評価項目及び判定基準に従い、現場閉所（現場休息）の実績及び提出資料に基づき行うものとする。

- 2 前項の規定は、日向市工事成績評定要領に基づく工事成績評定の対象とならない工事については、適用しない。

附 則

この要領は、令和8年10月1日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日以降に予算執行伺を行う工事から適用する。